91‖　法別表第一の五十七の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　保健師助産師看護師法第十二条第五項の交付（保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の交付に限る。）に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　保健師助産師看護師法第十七条の保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
四　保健師、助産師若しくは看護師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　保健師、助産師若しくは看護師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
七　保健師、助産師若しくは看護師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

92‖　法別表第一の五十七の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　歯科衛生士法第六条第二項（同法第八条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　歯科衛生士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　歯科衛生士の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　歯科衛生士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

93‖　法別表第一の五十七の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　歯科衛生士法第十条の歯科衛生士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
二　歯科衛生士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

94‖　法別表第一の五十七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　診療放射線技師法第八条第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　診療放射線技師法第十七条の診療放射線技師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
四　診療放射線技師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答